

土木建築工事検査技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、新発田市の所管する土木・建築工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて適否の判断を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約の履行状況、工程管理、安全管理及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録〔(写真・ビデオによる記録を含む)以下「各種の記録」という。〕と、契約図書と対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と、設計図書と対比し、別表2に定めるものに基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合、検査職員は契約図書の定めるところにより必要に応じて破壊して検査を行うことができる。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と、設計図書とを対比し、別表第3に定めるものに基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は契約図書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うことができる。

(出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。(建築：別紙4)

付則

この検査技術基準は、平成18年 8月 1日から適用する。